

令和2年 第11回

八千代市選挙管理委員会会議録

開催日：令和2年10月16日（金）

午前10時00分から

場 所：八千代市福祉センター5階第5会議室

八千代市選挙管理委員会

令和2年 第11回 八千代市選挙管理委員会会議録

1 開会時刻	午前10時00分	
2 開催場所	八千代市福祉センター5階第5会議室	
3 出席委員	委員長 周郷文雄	委員長職務代理者 廣川実
	委員 江野澤眞利子	委員 木村恵子
4 出席書記	局長 江波戸勝	副主幹 笠川浩伸
5 会議の議案	第1号 在外選挙人名簿から抹消することについて	
6 閉会時刻	午前10時55分	
7 公開又は非公開	公開	
8 傍聴人数	0名	

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>定刻となりましたので、始めさせていただきます。 ただいまの出席委員は全員であります。 定足数に達しておりますので、本日招集されました令和2年第11回八千代市選挙管理委員会は成立しました。 これより会議を開きます。 議案の審議に先立ち会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、八千代市選挙管理委員会規程第10条第2項の規定により、江野澤委員を指名します。</p> <p>議案第1号「在外選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第1号「在外選挙人名簿から抹消することについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿から抹消する者を次のとおり定める。 令和2年10月16日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿に登録されている者が、国内の市町村において住民票が新たに作成された日後、4か月を経過するに至ったときは、抹消しなければならないとされております。 つきましては、議案の2名の方を在外選挙人名簿から抹消するものであります。 なお、令和2年第10回八千代市選挙管理委員会での在外選挙人名簿登録者数から、この抹消する者2名を除いた登録者数は、男83名、女85名、計168名となります。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第1号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第1号「在外選挙人名簿から抹消することについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 以上で、本日会議に付議された案件の審議はすべて終了いたします。</p>

発言者	発 言 要 旨
	す。 この他、皆さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。
局 長	《事務局から》 ・ 出前講座の実施について ・ 明るい選挙啓発ポスター・標語作品の審査状況について
周郷委員長	これもちまして、令和2年第11回八千代市選挙管理委員会を閉会いたします。